

北茨城市再生可能エネルギービジョン策定業務委託仕様書

本仕様書は、北茨城市が実施する「北茨城市再生可能エネルギービジョン策定業務委託（以下、「本業務」という。）」に関して、必要とする基本事項について定めるものである。

1. 業務名称

北茨城市再生可能エネルギービジョン策定業務委託

2. 業務の目的

北茨城市（以下「本市」という。）は、2050年二酸化炭素排出実質ゼロを目指し、2020年7月にゼロカーボンシティ宣言をし、市民・事業者・市が一体となりライフスタイルの見直しや公共施設でのCO₂排出削減、再生可能エネルギーの導入等、ゼロカーボンシティ達成に向けて様々な取り組みを推進することとしている。

本業務は、本市における地域の脱炭素化に向けて、地域資源を活用した地域経済循環やエネルギーの地産地消など、自立・分散型の社会の形成を目指す「地域循環共生圏」の考え方を踏まえた上で、再生可能エネルギー導入について、現状や課題等を整理し、導入目標や政策・施策の構想等を検討し、実現に向けたロードマップを策定することを目的とする。

3. 履行期間

契約締結日の翌日から令和6年2月26日

4. 業務の内容

(1) 計画準備

業務着手後速やかに業務の実施に際し必要な計画及び準備等を行い、業務計画書を作成するものとする。

(2) 国等の政策動向の整理

近年のSDGs等の世界的潮流を踏まえて、地域が抱える複数課題を同時解決に導く地域循環共生圏の形成につながる再生可能エネルギーの利用促進や、2050年ゼロカーボンに向けた施策方針などについて、国や県の動向の整理を行う。

(3) 上位・関連計画の整理

本市の上位・関連計画より、温室効果ガスの削減や再生可能エネルギーの導入に関連する施策の整理・分類を行う。

(4) 基礎情報の収集及び現状分析

本市の自然的・経済的・社会的条件を把握するための基礎資料として、次の項目に関する資料の他、ビジョンの検討にあたり必要な資料の収集・整理を行う。また、収集した資料のうちデータであるものは都市計画基本図と重ね検討図を作成する。

【自然条件】

・地勢概要　・気象　・植生

【経済的条件】

・事業所、就業者数の状況　・農業（販売農家、経営耕地面積、農業産出額）
・商業　・工業　・水産業

【社会的条件】

・人口　・土地利用　・地域交通（公共交通を含む）　・文化財・景観

(5) 将来の温室効果ガス排出量に関する推計

経済産業省及び環境省等の統計情報を基に、地域のエネルギー需要及び温室効果ガス排出量の現状について把握する。また、トレンド分析等により、BAU（取り組みを行わず、現状のまま推移した場合）における将来のエネルギー需要及び温室効果ガス排出量について推計を行う。

(6) 再生可能エネルギーポテンシャルの推計

経済産業省及び環境省等の資料を基に、地域の再生可能エネルギーポテンシャルについて推計を行う。

(7) 将来ビジョン・脱炭素シナリオの作成

脱炭素と地域課題の解決の同時達成に向けたシナリオ作成と具体施策について検討を行う。また、複数案のシナリオに基づく温室効果ガスの推計を行い、この結果や上記（2）の内容を踏まえつつ、再生可能エネルギー導入に係る将来像を検討する。

(8) 再生可能エネルギー導入目標の作成

上記（3）から（7）の結果を踏まえ、地域の再生可能エネルギーの導入目標を再生可能エネルギーの種別ごとに設定する。導入目標は2050年を最終年度とし、2030年の中間目標を設定する。

(9) 目標達成に向けた施策の検討

再生可能エネルギーの導入目標と地域課題の解決を同時に達成するための施策について検討を行う。現実的に実施可能な再生可能エネルギーによる事業の可能性

を調査し、「エネルギーの地産地消」や「地域循環共生圏」を見据えた課題解決型モデル事業の検討を行うとともに他自治体における先進事例の調査を行い整理する。

また、市施設での再生可能エネルギー、省エネルギー設備導入の可能性についても併せて検討する。

(10) 再生可能エネルギービジョン（案）の作成

本市では、今後、地球温暖化対策推進法に基づく実行計画（事務事業編、区域施策編）の改訂を行うこととしており、それら計画に適切に反映するものとして、上記（２）から（９）の結果をエネルギービジョン（案）として取りまとめるものとする。

(11) 合意形成のための会議の開催及び環境審議会等の運営支援

再生可能エネルギービジョン策定にあたって地域の関係者等と合意形成を行うための会議等の開催及び運営を行うとともに、議事の要点記録を行うものとする。

また、北茨城市環境審議会の運営及びパブリックコメントの支援を行うものとする。

(12) 打ち合わせ・協議

打ち合わせ・協議は５回以上とし、初回、中間、納品時のほか、必要に応じて適宜実施する。打ち合わせ・協議の内容は、受託者が打ち合わせ記録簿として取りまとめ、発注者及び受託者が確認のうえ、双方が保管する。

5. 配置技術者

受注者は、本案件と同種及び同程度と認められる地方自治体発注の再生可能エネルギーに係る調査・検討・導入業務に従事した実績を有する技術者を適切に配置するものとする。

(1) 管理技術者

技術士法に基づく技術資格（電気電子部門もしくは建設部門、環境部門）あるいは、エネルギー管理士を有し、環境省補助事業を活用した同種業務に従事した実績を有する。

(2) 照査技術者

技術士法に基づく技術資格（電気電子部門もしくは建設部門、環境部門）あるいは、エネルギー管理士を有し、環境省補助事業を活用した同種業務に従事した実績を有する。

6. 成果品

(1) 成果品は次のとおりとする。

- ①エネルギービジョン 本編30部(4色刷り)
- ②エネルギービジョン 概要版30部(4色刷り)
- ③その他関連資料 一式
- ④上記データを格納した電子データ(CD-R) 1部

(電子媒体で閲覧及び修正が可能な形)

(2) 成果品に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠及び所有権(以下「著作権等」という。)は、市が保有するものとする。受注者は、自ら制作・作成した著作物に対し、いかなる場合も著作権者人格権を行使しないものとする。

(3) 成果品に含まれる受注者又は第三者が権利を有する著作物等(以下「既存著作物」という。)の著作権等は、個々の著作権等に帰属するものとする。

(4) 納入される成果品に既存著作物等が含まれる場合には、受注者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続きを行うものとする。

7. その他

(1) 本業務は、環境省「令和4年度(第2次補正予算)二酸化炭素排出抑制対策事業費補助金(地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業)」の採択を受け実施するものであるため、その主旨・公募要領・交付規定を遵守のうえ実施すること。

(2) 受注者は、本業務の目的や意図を十分に理解したうえで、仕様に基づいた計画を作成し、委託者と打ち合わせを行い、誠意をもって業務を遂行するものとする。

(3) 受注者は、本業務の遂行において市から資料の貸与を受ける必要がある場合は、市と協議のうえ貸与を受けること。なお、貸与を受けた場合は、業務終了後速やかに資料を返却すること。また、貸与を受けた資料を汚損等させた場合は、受注者の責任において復旧すること。

(4) 本業務の実施に関し、仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合は、その都度市と協議を行い決定すること。

(5) 本業務の実施に関し、受注者は、品質確保、環境負荷の低減、個人情報の保護等に万全を期すものとする。